

[事案 2019-262] 新契約無効請求

・令和2年11月18日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2019-261] の申立人の配偶者であり、[事案 2019-263] の申立人の親である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消しを求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成29年11月に契約した終身医療保険（契約①）および通貨選択型変額終身保険（契約②）、平成30年6月に契約した通貨選択型変額終身保険（契約③）について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約①は、募集人から、当時加入していた他社契約と同様の保障で保険料が安くなると勧誘され切り替えたものであるが、他社契約は「10年満期の医療保障付養老保険」であり、同様の保障ではなかった。
- (2) 契約②③については、募集人から、「当初は為替リスクに伴う元本割れリスクはあるが、運用益が為替リスクを吸収するので、数年経てば為替リスクはなくなる。」「過去に元本割れした人は誰もいないので大丈夫。」という説明を受け、数年経てば元本割れせず、銀行に預けるよりも利率の良い定期預金という認識で契約したが、元本割れリスクのある商品であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①について、募集人が申立人の他社契約を解約させた事実は確認できず、募集人は他社契約と同様の保障で保険料が安くなるとも説明していない。
- (2) 契約②③について、募集人は申立人の主張する説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人、申立人配偶者および申立人子、ならびに募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に誤説明があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。